

# 講義資料 の2

H28.9.12 公金の債権回収業務に関する法務研修／資料集

第12号様式(第6条関係)

母子  
父子 福祉資金借用書  
寡婦

年 月 日

岐阜県知事様

借受人 住所  
氏名

連帯借受人 住所  
氏名

連帯保証人 住所  
氏名

住所  
氏名

下記のとおり借用します。  
つきましては、この資金の貸付に関する法律等の定めるところにより、下記の条件に従い償還します。

貸付金の種類 及び整理番号	資金コード ( )	資金 第	号
借受(予定)額	年度借受額 (月額)	円	年度借受予定額 (月額) 円
	年度借受予定額 (月額)	円	年度借受予定額 (月額) 円
	年度借受予定額 (月額)	円	年度借受予定額 (月額) 円
	計	円	
償還条件	償還期間	年 月から 年 月まで ( 年 箇月間)	
	償還方法	年賦・半年賦・月賦	償還回数 回
	利 子	無利子・年 %	1 回目 円 2 回目以降 円

第 11 号様式甲(第 33 条関係)

郵便はがき

-

[住所]

[氏名] 様

督促状	第 号
年度	
金額	
納付目的	
指定納期限	年 月 日

上記の金額は、納期限（年 月 日）までに完納されておられないので、至急納入してください。なお、納入される時は納入通知書に記載したところにより計算した延滞金を納入してください。

- 1 この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この場合において、上記1の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に訴えを提起しなければなりません。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - イ 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
  - ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
  - ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- 3 上記2の訴訟において、被告とすべき者は岐阜県で、岐阜県を代表する者は岐阜県知事です。

年 月 日

収支等命令者 氏 名印

(取扱機関)

備考 この様式は、公法上の債権に関する歳入について使用すること。

用紙規格 はがき大

第 11 号様式乙(第 33 条関係)

<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div>	郵便はがき <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <span style="font-size: 24px;">-</span> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></div> </div>
[住所] [氏名] 様	
督 促 状	第 号
年 度	
金 額	
納付目的	
指定納期限	年 月 日
上記の金額は、納期限（年 月 日）までに完納されておきませんので、 至急納入してください。 なお、別に契約等で違約金、遅延利息が定めてあるときは、その率又は額に より計算した金額を納入してください。	
年 月 日 (取扱機関)	収支等命令者 氏 名印 )

備考 この様式は、私法上の債権に関する歳入について使用すること。

用紙規格 はがき大

# 督促状

平成●年●月●日

借受人 ●●●● 殿  
連帯保証人 ●●●● 殿

江戸川区長 多田 正見

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号  
中村ビル5階

マイスタット法律事務所

上記代理人 弁護士 須田 徹

当職は、江戸川区を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知致します。  
記

## 1. 貸金返還請求

●●●●殿を借受人、●●●●殿を連帯保証人として実行した平成●年●月●日付江戸川区生活一時資金貸付(管理番号●●●●、貸付金額金●円)は、遺憾ながら、金●円が未納となっています。その内訳は次のとおりです。

元 本 金	●円
利 息	金●円
延 滞 金	金●円 (但し、平成20年9月1日現在)
合 計	金●円

については、平成●年●月●日までに、上記元本と利息の合計金●円を同封の納付書によりお支払い戴きますよう請求致します。

なお、延滞金については元本完済後に請求させて戴きます。

※ 利息は残元本に対して貸付日の翌日から最終納期限まで年1.5%の割合で賦課するものです。

※ 延滞金は残元本に対して最終納期限の翌日から完済まで年7.3%の割合で賦課するものです。平成●年●月●日現在で既に延滞金が金●円となっています。

## 2. 納付相談

何らかの事情により前記期日までにお支払ができない場合には、「納付相談会」にお越し願います。当職(ないしは江戸川区から委任された別の弁護士)が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理

のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。

「納付相談会」の詳細については別紙「納付相談会のご案内」をご覧ください。

### 3. 訴訟提起の予告

万一、前記期日を過ぎても、お支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、裁判所に貴殿らを被告とする貸金返還請求訴訟を提起することとなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦下さいませようお願い申し上げます。

敬具

# 督促状

(期限の利益喪失予告)

平成●年●月●日

借受人 ●●●● 殿  
連帯保証人 ●●●● 殿

江戸川区長 多田 正見

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号  
中村ビル5階

マイスタット法律事務所

上記代理人 弁護士 須田 徹

当職は、江戸川区を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知致します。

## 記

### 1. 貸金返還請求

●●●殿を借受人、●●●●殿を連帯保証人として実行した平成●年●月●日付江戸川区生活一時資金貸付（管理番号●●●、貸付金額金●円）は、遺憾ながら、金●円が未納となっています。その内訳は次のとおりです。

元	本	金●円
利	息	金●円
合		計
		金●円

については、平成●年●月●日までに、上記元本と利息の合計金●円を同封の納付書によりお支払い戴きますよう請求致します。

※ 利息は残元本に対して貸付日の翌日から最終納期限まで年1.5%の割合で賦課するものです。

※ 納付書の金額欄は記入済です。最寄りの金融機関にて、お振込の方法によりお支払い下さい。

### 2. 納付相談

何らかの事情により前記期日までにお支払ができない場合には、「納付相談会」にお越し願います。当職（ないしは江戸川区から委任された別の弁護士）

が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。「納付相談会」の詳細については別紙「納付相談会のご案内」をご覧ください。

### 3. 期限の利益の喪失予告・訴訟提起の予告

万一、前記期日を過ぎても、お支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、期限の利益を喪失させ、残債務全額について貴殿らを被告とする貸金返還請求訴訟を裁判所に提起することとなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

※ 江戸川区と貴殿らとの貸付契約は分割払いの約定になっています。したがって、貸主である江戸川区は分割された各償還金の支払期日が到来しないと貴殿らに対し各回の償還金を請求できません。このように、期限が到来しないことによって債務者が受ける利益を「期限の利益」といいます。今回のご請求は、支払期日が到来している償還金についてのものであります。しかし、上記貸付契約では、貴殿らにおいて、償還金の支払いを6ヶ月以上怠ったときは、江戸川区は、貴殿らに対し、期限の利益を喪失させることができることになっています。その場合、江戸川区は、貴殿らに対し、残元本（期限未到来の償還金を含む。）、利息のほかに、残元本に対する期限の利益を喪失した日の翌日から完済まで、年7.3%の割合による延滞金を併せて請求することとなります。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

以上

<同封書類>

- ・納付相談のご案内
- ・面談カード（生活一時資金貸付金）
- ・面談カードについて

## 面談カード(応急小口資金貸付金)

受付No. \_\_\_\_\_

(相談者記入欄)

<b>面談</b>	平成 年 月 日	<b>生年月日</b>	大正・昭和 年 月 日					
ふりがな								
<b>相談者</b> (借入のある方)	男・女 職業 ( 才 ) 勤務先名							
<b>現住所</b>	〒□□□-□□□□	<b>TEL</b>						
		<b>携帯電話</b>						
<b>勤務先</b>	〒□□□-□□□□	<b>TEL</b>						
<b>収入</b>	月額(手取り) 円							
<b>生活保護</b>	<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている(生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助)							
<b>資産</b>	土地の有・無 建物の有・無 家賃を除く毎月の生活費 円							
	家賃 円 預金 円 毎月の返済額 円							
	クレジットで購入した物品を所持していますか 有・無							
	自動車を所有していますか 有・無							
生命保険に加入していますか 有・無								
<b>家族構成</b>	氏名	続柄	年令	同居の有無	職業	収入		
						月収	賞与	年収合計
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
<b>債務の概要(合計金額 約 万円) &lt;下記に内訳をご記入ください&gt;</b>								
消費者金融からの借金		件	約	円				
クレジット・銀行ローンからの借金		件	約	円				
商工ローンなど事業上の借金		件	約	円				
短期・高利業者からの借金		件	約	円				
勤務先・知人等の借金		件	約	円				
<b>現在一番困っていること・特に希望することを記入下さい</b>								
<b>過去の債務整理について</b> <input type="checkbox"/> 弁護士・司法書士に依頼したことがある(相談場所 ) 該当をチェック下さい <input type="checkbox"/> 破産をしたことがある <input type="checkbox"/> 現在任意整理中								



平成20年9月23日

## 面談結果報告書

〒101-0052 千代田区神田小川町2-1-13

中村ビル5階

TEL 03-5283-2455 FAX 03-5281-0735

弁護士 須 田 徹

面談日時 平成20年9月23日午前10時

面談場所 マイスタット法律事務所

面談者 T. K

当職がT. Kと面談し、同人から聞いた話の内容は次のとおりである。

### 記

#### 1 借入の経緯

当時、勤務していた運送会社がフェリー埠頭の方に移転することになったことから、東葛西の方に引っ越すことにしていた。本件借入はそのために行ったが、上記会社が倒産してしまい、結局、引越はしなかった。給料の未払いがあったため借入金は生活費に費消してしまった。

なお、保証人は勤務先の同僚である。

#### 2 その後の経過

その後、現在の会社で稼働することになった。最初は給料制であったが、しばらくして歩合制に変わった。最低保障として月20万円が給料として支給されるが、その他に歩合給が支給される。しかし、トラックの購入代金（会社から購入する形をとる。）を分割して支払わなければならない、軽油代、高速代、修理代等も全て自己負担となる。売上次第では月に数万円しか手元に残らないこともある。そのため生活費が足りなくなり、会社からの借入やサラ金等からの借入で凌ぐこともしばしばであった。そうした状況が続いたため、借金が嵩み、平成19年7

月、破産宣告を申し立て、同年9月、免責決定を得た。なお、引越予定先に督促状を送っていたのか、当初の2年くらいの間、督促等もなかったとのこと。

平成19年11月、葛西事務所に電話を入れ、自己破産したが、保証人に迷惑をかけたくないので自分で支払うと申し入れたところ、係の女性は払えるような状況になったら支払って下さいとのことであった。その後、2万円の納付書25枚が送られてきたが、支払いをしないまま今日に至ってしまった。

### 3 現在の生活状況

家族は子ども3人、長女（18歳）は家事をやっている。長男（17歳）は夜間高校に通っている。次女（15歳）は中学生。妻とは離婚している。

収入は手取りで平均月30万円程度。現在も歩合制で働いている。月20万円の給料は毎月15日に支払われ、歩合給は月末に支払われる。基本的に休みはない。土曜も日曜も働いている。家で寝るよりも車の中で寝ることの方が多い。最近の軽油代の高騰は本当にきつい。

家賃は共益費込みで月13万3000円。食費等の経常的な生活費は月7万円程度であるが、面談者は長距離トラックの運転手をしており、外食費等が月5万円程度かかる。その他に子どもの学費、小遣い等がかかり、生活は楽ではない。現在、本件以外の借金はない。

### 4 面談者の意向

保証人には迷惑をかけたくないので自分で支払う。月1万5000円くらいなら何とか支払っていけると思う。早く完済したいので、余裕があれば2ヶ月分をまとめて払うこともあるかも知れない。

### 5 当職の意見

本件は免責債権となっているが、面談者に支払いの意思があり、かつ、現在の生活状況からすれば、月1万5000円程度の弁済は可能と考えられるので、月1万5000円づつの分納とするのが相当と考える。

(あて先) 江戸川区長

## 同意書

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

私は、江戸川区生活一時資金貸付金の返還を怠ったときに限り、貴区が保有する私に関する下記の情報につき、当該貸付金の回収に必要な範囲内において利用すること及び貴区と連携して事業を行う弁護士に提供することに同意します。

### 記

- 1 地方税の賦課徴収に関する情報及び賦課徴収に関して貴区が保有する情報
- 2 貴区の債権に関して貴区が保有する情報及び貴区の債権の管理回収に関して貴区が保有する情報

以上

## 合 意 書

文京区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、文京区〇〇×丁目××番×号所在の区民住宅「〇〇ヒルズ」××号室にかかる乙の滞納使用料等（以下「本件債務」という。）の支払いに関し、以下のとおり合意した。

第1条 乙は、甲に対し、本件債務として、下記合計505万0642円の支払義務を負っていることを認める。

- (1) 滞納使用料等 465万9642円（平成18年9月分から同21年12月分までの使用料等のうち、滞納使用料445万5642円、滞納共益費20万4000円）
- (2) 損害賠償金 39万1000円（平成22年1月分及び同年2月分の使用料等相当額／1か月につき19万5500円）

第2条 乙は、甲に対し、本件債務を次のとおり分割して支払う。

- (1) 平成24年4月から同27年2月まで、毎月末日限り、金4万円宛（35回払い）
- (2) 平成27年3月末日限り、365万0642円

第3条 乙が期限の利益を喪失することなく前条（1）記載の分割金を完済したときは、乙は、甲に対し、同条（2）記載の金員の支払方法について協議を申し入れることができ、甲は、これに応ずるものとする。

第4条 乙が住所・居所を変更したときは、乙は変更後の住所・居所を甲にすみやかに届け出るものとする。乙がその届出を怠ったときは、甲が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第5条 甲が本件債務の保全上必要と認めるときは、乙の資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、乙に質問することができ、乙はそれに答える義務を負う。また、甲は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を乙に求めることができ、乙はこれに応ずる義務を負う。

第6条 乙に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、当然に期限の利益を失い、甲に対し、残債務を直ちに一括して支払う。

- (1) 第2条による分割金の支払いを怠り、その額が2回以上に達したとき。
- (2) 前条に定める義務を履行しないとき。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名捺印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成24年3月2日

(甲) 東京都文京区春日一丁目16番21号  
文京区  
区 長 成 澤 廣 修

東京都千代田区神田小川町二丁目1番13号 中村ビル5階  
マイスタット法律事務所  
甲代理人 弁護士 須 田 徹

(乙) (住所)

(氏名)

印

平成28年 月 日

荒川区  
区長 西川 太一郎 殿

住所

氏名

### 分割納付（履行延期）許可申請書

- 1 私は、荒川区に対し、同区の平成21年〇月11日付け返還決定（21荒福保第〇〇〇〇号）に基づく次のとおりの債務（以下「本件債務」という。）を負担していることを認めます。
  - （1）元本（保護費返還金残金） 489万5979円（平成27年3月23日現在）
  - （2）延滞金 荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例3条（下記条文参照）に定めるところにより前記（1）に加算される金員
- 2 私は、本件債務を一括して支払うことができないため、次のとおり分割納付（履行延期）の許可をして戴きますよう申請します。なお、分割納付（履行延期）の許可を受けた後の残元本につき、年14.6パーセントの延納利息、延滞金を付すことについては異議ありません。
  - （1）前記1、（1）記載の元本について  
次のとおり分割して支払うものとします。
    - ① 平成27年4月から同30年3月まで、毎月末日限り、金2万円宛
    - ② 平成30年4月末日限り、金417万5979円
  - （2）分割納付（履行延期）の許可を受けた日までに付された前記1、（2）記載の延滞金及び同許可を受けた後の延納利息、延滞金について  
前項（1）記載の元本完済後に一括して支払うものとします。
- 3 私は、分割納付（履行延期）の許可を受けるにあたり、下記事項を条件として付することに異議はありません。
  - （1）私が前記2、（1）記載の分割金の支払いを2回以上怠ったとき及び後記（3）の条件に違反したときは、私は当然に期限の利益を失うものとする。
  - （2）私が住所・居所を変更したときは、変更後の住所・居所を荒川区に速やかに届け出ること。私がその届出を怠ったときは、荒川区が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は通常到達すべきときに到達したものとみなすこと。
  - （3）荒川区が本件債務の保全上必要と認めるときは、私の資産・負債の状況、収入・

支出の状況、生活状況等について、私に質問することができ、私はそれに答える義務を負うこと。また、荒川区は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を私に求めることができ、私はこれに応ずる義務を負うものとする。

<参考>

荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例

第3条 使用料等について前条の規定による督促をした場合においては、当該使用料等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1000円未満の端数があるとき、又はその全額が2000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、確定した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

平成28年●月●日

東京都荒川区・・・・・・・・  
○○○○殿

荒川区  
区長 西川 太一郎

## 分割納付（履行延期）許可書

貴殿より平成27年 月 日付け書面にて申請のあった後記1記載の債務にかかる分割納付（履行延期）の許可申請につき、下記3の条件を付したうえ、下記2記載のとおり分割納付（履行延期）を許可する。

記

### 1 債務の内容

平成21年○月11日付け返還決定（21荒福保第○○○○号）に基づく貴殿の当区に対する次のとおりの債務（以下「本件債務」という。）

- (1) 元本（保護費返還金残金） 489万5979円（平成27年3月23日現在）
- (2) 延滞金 荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例3条に定めるところにより、分割納付（履行延期）の許可を受けた日までに付されている金員

### 2 分割納付の内容

- (1) 前記1、(1)記載の元本について

次のとおり分割して支払うものとします。

- ① 平成27年4月から同30年3月まで、毎月末日限り、金2万円宛
- ② 平成30年4月末日限り、金417万5979円

- (2) 前記1、(2)記載の延滞金について

前記1、(1)記載の元本完済後に一括して支払うものとします。

- (3) 延納利息、延滞金について

分割納付の許可をした日の翌日から各履行期限までの日数に応じて延納利息を付するものとします。また、前記(1)の分割金の支払いを怠ったとき若しくは後記3、(1)により期限の利益を喪失したときは、履行期限の翌日若しくは期限の利益を失った日の翌日から支払済みまでの日数に応じて延滞金を付するものとします。

延納利息及び延滞金の利率は年14.6パーセントとします。

延納利息及び延滞金は、前記1、(1)記載の元本完済後に一括して支払うものとします。



### 3 許可条件

- (1) 貴殿が前記2、(1)記載の分割金の支払いを2回以上怠ったとき及び後記(3)の条件に違反したときは、貴殿は当然に期限の利益を失うものとします。
- (2) 貴殿が住所・居所を変更したときは、変更後の住所・居所を荒川区に速やかに届け出るものとします。貴殿がその届出を怠ったときは、当区が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) 当区が本件債務の保全上必要と認めるときは、貴殿の資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、貴殿に質問することができ、貴殿はそれに答える義務を負うものとします。また、当区は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を貴殿に求めることができ、貴殿はこれに応ずる義務を負うものとします。

#### (不服申立の教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として(訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 分割納付誓約書

年 月 日

甲町長 様

住所  
納税者 氏名 印  
電話 ( )

私の滞納町税については、下記のとおり分割して納付することを誓約します。

なお、分割納付額を期限までに納付しないとき、国税等につき滞納処分が執行されたとき、その他の事情により貴職において徴収金の全額を徴収することができないと認めるときは、ただちに滞納処分を執行されても異議ありません。

年度	税目	期別	税目	督促 手数料	分割納付計画書		
					年月日	納付予定額	延滞金額

延滞金額(合計 円)は分割納付計画の期日に納付した場合の額  
実際に納付した日時により変動します。

**本誓約書は民法第147条3の承認に該当するものである。**

平成19年3月27日

各道府県税務主管部長

殿

東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長

### 地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について

地方税の徴収対策については、平成19年3月27日付け総税企第54号「地方税の徴収対策の一層の推進について」（総務省自治税務局長通知）で通知したところですが、各地方団体において徴収対策を講ずるに際し留意していただくべき事項及び先進的な取組事例について、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

今後、この通知内容に沿って、地方税の徴収対策を一層推進していただくよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

### 記

#### 1 徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用

平成17年4月1日付け「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（総務省自治税務局企画課長通知）においても通知しているところであるが、徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者を活用することを通じ、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることは有用である。

既に同通知等において民間委託が可能な業務の例などを示しているところであるが、地方団体における近年の先進的な取組・検討事例を踏まえ、改めて以下のとおり代表的な事例について、その実施上留意すべき事項を含めて整理したので、参考としていただきたい。

#### (1) 滞納者に対する納税の懲罰行為

納税者が納期限までに地方税を完納しない場合、法令の規定に基づき、地方団体の

## (2) 広域連携等の強化

地方税は、課税権を行使した地方団体自らが住民と向き合い、その徴収にあたること  
が原則である。一方、滞納者の財産調査、差押、公売といった滞納処分については、  
専門的な知識や経験の蓄積を必要とすることから、特に小規模な団体ではノウハウの  
蓄積が困難なケースも少なくない。より効果的かつ高度な滞納処分等を実施するため、  
複数の市町村で滞納整理組合などを設立し、一定の滞納案件については組合において  
滞納処分等を実施する事例が増加している。また一部事務組合の設立に至らなくとも、  
広域的な連携を強化し、ノウハウや情報の共有を行うための協議会組織等を設立する  
ケースもみられる。

このほか、個人住民税の徴取引継や職員の人事交流などを通じて、都道府県と市区  
町村間の連携の強化に取り組むことも重要である。都道府県と市区町村間の人事交流  
を行う際の工夫として、県職員を市職員に、市職員を県職員に、相互に併任発令する  
ことによつて、県税・市税を通じて徴収対策に従事する形態を活用している地方団体  
もある。

3兆円の税源移譲により重要度を増す個人住民税の徴収対策や、不正軽油などの脱  
税防止対策など個別の課題への対応を含め、地方団体間の広域連携等による徴収体制  
の強化を図ることは極めて有用と考えられることから、地域の実情に応じ、その推進  
に努めることとしていただきたい。

## (3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、  
国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与さ  
れている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いず  
れも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方団体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてき  
たところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の  
公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えて  
きている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウ  
ハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債  
権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に  
応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することがで  
きる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税  
徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査

への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

### 3 地方税の電子化の推進

地方税の申告手続等の電子化については、納税者の利便性向上、地方税務行政の高度化及び効率化のためにも、早急な取組が求められている。

政府においては、電子政府の実現に向け推進を図っているところであり、平成 18 年 1 月の「IT 新改革戦略」（IT 戦略本部決定）においては、「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」とされている。また、これを受け、総務省では 18 年 7 月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、その中において、地方税申告手続は、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる「オンライン利用促進対象手続き」として位置づけられたところである。

地方税の申告手続の電子化については、(社)地方税電子化協議会により地方税ポータルシステム（eLTAX：<http://www.eltax.jp/>）が運営されており、既に全ての都道府県及び政令指定都市、一部の一般市町村において法人事業税、法人住民税、固定資産税（償却資産）について運用が開始されているところである。

eLTAX の更なる利用促進に向けては、市町村の参加拡大、対象税目や手続の拡大、利用手続の簡便化等の措置を講じていくことが重要である。

対象税目等の拡大については、現在、(社)地方税電子化協議会において eLTAX の 2 次開発（個人住民税に係る給与支払報告書等）が検討されているところである。また利用手続の簡便化等の観点から、「地方税の電子申告に係る電子署名の簡素化について」（平成 19 年 1 月 29 日付け総税企第 15 号）で通知したとおり、本年 4 月より税理士が申告書を代理送信する場合は納税者本人の電子署名は省略可能となる。

こうした状況を踏まえ、各団体におかれては、今後とも、管轄税務署、税理士会等、地域における関係機関と連携しつつ、地方税の申告手続等に係るオンライン利用促進を計画的・積極的に図っていただきたい。

各道府県総務部長  
東京都総務局長 殿  
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長  
総務省自治税務局市町村税課長  
( 公 印 省 略 )

### 生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

ついては、こうした取組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

### 記

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。

- 2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。
- 3 上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせることがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当 市町村税課  
水野住民税企画専門官  
黒川住民税第一係長  
TEL 03-5253-5669

(別添：同意書の例)

〇〇〇 市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

- 1 多重債務の解消
- 2 生活困窮状態の解消と生活の再建
- 3 〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消

・  
・  
・



〒  
東京都

〇〇 〇〇 殿 (番号 )

平成26年11月 日

## ご 連 絡

〇〇 〇〇 殿

〒  
東京都  
通知人 東京都立 病院  
院 長

東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号  
中村ビル5階

マイスタット法律事務所  
弁護士 須 田 徹

電話：03-3518-8456  
ファックス：03-3518-8406

当職は、東京都立●●病院の代理人です。

当職は、貴殿に対し、平成26年3月●日付督促状にて、都立●●病院の未払診療費合計 円を同年 月 日までに支払うよう請求させて戴きましたが、これまで支払いがないだけでなく、何らのご連絡もないため、事務処理上、大変困惑しております。

ついては、下記回答書に所要事項をご記入のうえ、平成26年11月〇〇日までに、郵送（切手不要）もしくはファクス（03-3518-8406）にて、返送して戴きますようお願い致します。

## 回 答 書

(ファクス番号：03-3518-8406)

ご記入日：平成26年 月 日

お名前： \_\_\_\_\_

今回の都立 病院の診療費の請求について、該当するものにレ点を入れて下さい。

一括で支払う。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

分割払いを希望する。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

支払いをしばらく待つて欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

支払える状況にないので免除して欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

支払うつもりはない。

※理由をご記入願います。

平成28年3月31日現在

## 平成19年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	100 件	22,975,900 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
全額納付・一部納付		41	9,343,781	41%
分納合意	分納合意	10	2,505,519	11%
	債務承認	2	80,000	0%
	小計	12	2,585,519	11%
債権放棄・その他	生活保護	1	60,000	0%
	破産	2	275,000	1%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	20	3,890,000	17%
	小計	23	4,225,000	18%
訴訟案件	完納(取下等)	1	3,752,238	16%
	判決	8	1,886,362	8%
	和解	10	377,000	2%
	取下げ	5	806,000	4%
	小計	24	6,821,600	30%
強制執行		0	0	0%
交渉中		0	0	0%
合計		100	22,975,900	100%
回収金額 + 完納		42	13,096,019	57%

平成28年3月31日現在

## 平成20年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	200 件	83,435,600 円
------	-------	--------------

	件数	金額(円)	%
全額納付・一部納付	<b>54</b>	<b>23,162,812</b>	<b>28%</b>
分納合意	分納合意	4,256,349	5%
	債務承認	367,000	0%
	<b>小 計</b>	<b>4,623,349</b>	<b>6%</b>
債権放棄・その他	生活保護	500,000	1%
	破産	0	0%
	死亡	490,000	1%
	行方不明・その他	3,847,439	5%
	<b>小 計</b>	<b>4,837,439</b>	<b>6%</b>
訴訟案件	完納(取下等)	25,123,088	30%
	判決	16,137,517	19%
	和解	4,777,437	6%
	取下げ	4,773,958	6%
	<b>小 計</b>	<b>50,812,000</b>	<b>61%</b>
強制執行	0	0	0%
交渉中	0	0	0%
<b>合 計</b>	<b>200</b>	<b>83,435,600</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額 + 完納</b>	<b>55</b>	<b>48,285,900</b>	<b>58%</b>

## 平成21年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,000 件	230,644,367 円
------	---------	---------------

	件数	金額(円)	%
<b>全額納付・一部納付</b>	<b>347</b>	<b>80,146,921</b>	<b>35%</b>
<b>分納合意</b>	分納合意	8,827,071	4%
	債務承認	0	0%
	<b>小 計</b>	<b>8,827,071</b>	<b>4%</b>
<b>債権放棄・その他</b>	生活保護	3,202,140	1%
	破産	1,539,035	1%
	死亡	1,190,000	1%
	行方不明・その他	2,191,000	1%
	<b>小 計</b>	<b>8,122,175</b>	<b>4%</b>
<b>訴訟案件</b>	完納(取下等)	79,082,055	34%
	判決	44,748,725	19%
	和解	6,221,983	3%
	取下げ	3,495,437	2%
	<b>小 計</b>	<b>133,548,200</b>	<b>58%</b>
<b>強制執行</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>交渉中</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>合 計</b>	<b>1,000</b>	<b>230,644,367</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額 + 完納</b>	<b>371</b>	<b>159,228,976</b>	<b>69%</b>

平成28年3月31日現在

平成22年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,004 件	237,239,330 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
<b>全額納付・一部納付</b>		<b>341</b>	<b>78,329,219</b>	<b>33%</b>
<b>分納合意</b>	分納合意	63	7,737,787	3%
	債務承認	0	0	0%
	<b>小 計</b>	<b>63</b>	<b>7,737,787</b>	<b>3%</b>
<b>債権放棄・その他</b>	生活保護	14	3,199,200	1%
	破産	6	1,915,500	1%
	死亡	7	1,511,500	1%
	行方不明・その他	20	2,996,424	1%
	<b>小 計</b>	<b>47</b>	<b>9,622,624</b>	<b>4%</b>
<b>訴訟案件</b>	完納(取下等)	31	87,149,202	37%
	判決	242	35,551,292	15%
	和解	235	9,423,942	4%
	取下げ	43	9,425,264	4%
	<b>小 計</b>	<b>551</b>	<b>141,549,700</b>	<b>60%</b>
<b>強制執行</b>		<b>2</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>交渉中</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>合 計</b>		<b>1,004</b>	<b>237,239,330</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額 + 完納</b>		<b>372</b>	<b>165,478,421</b>	<b>70%</b>

平成28年3月31日現在

平成23年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	706 件	148,163,007 円
------	-------	---------------

		件数	金額(円)	%
<b>全額納付・一部納付</b>		<b>217</b>	<b>38,575,965</b>	<b>26%</b>
<b>分納合意</b>	分納合意	52	6,338,747	4%
	債務承認	1	500,000	0%
	<b>小 計</b>	<b>53</b>	<b>6,838,747</b>	<b>5%</b>
<b>債権放棄・その他</b>	生活保護	10	1,513,000	1%
	破産	4	752,000	1%
	死亡	1	220,000	0%
	行方不明・その他	6	1,006,000	1%
	<b>小 計</b>	<b>21</b>	<b>3,491,000</b>	<b>2%</b>
<b>訴訟案件</b>	完納(取下等)	20	65,027,509	44%
	判決	171	25,120,610	17%
	和解	205	6,379,642	4%
	取下げ	18	2,729,534	2%
	<b>小 計</b>	<b>414</b>	<b>99,257,295</b>	<b>67%</b>
<b>強制執行</b>		<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>交渉中</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>合 計</b>		<b>706</b>	<b>148,163,007</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額 + 完納</b>		<b>237</b>	<b>103,603,474</b>	<b>70%</b>

平成28年3月31日現在

## 平成24年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	204 件	42,860,988 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
<b>全額納付・一部納付</b>		<b>64</b>	<b>12,845,500</b>	<b>30%</b>
<b>分納合意</b>	分納合意	25	2,419,900	6%
	債務承認	0	0	0%
	<b>小 計</b>	<b>25</b>	<b>2,419,900</b>	<b>6%</b>
<b>債権放棄・その他</b>	生活保護	1	240,000	1%
	破産	0	0	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	0	0	0%
	<b>小 計</b>	<b>1</b>	<b>240,000</b>	<b>1%</b>
<b>訴訟案件</b>	完納(取下等)	11	13,786,433	32%
	判決	51	9,579,083	22%
	和解	46	2,855,472	7%
	取下げ	5	1,134,600	3%
	<b>小 計</b>	<b>113</b>	<b>27,355,588</b>	<b>64%</b>
<b>強制執行</b>		<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>交渉中</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>
<b>合 計</b>		<b>204</b>	<b>42,860,988</b>	<b>100%</b>
<b>回収金額 + 完納</b>		<b>75</b>	<b>26,631,933</b>	<b>62%</b>



平成28年3月31日現在

平成25年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	140 件	28,597,000 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
全額納付・一部納付		23	5,017,111	18%
分納合意	分納合意	22	1,895,589	7%
	債務承認	0	0	0%
	小計	22	1,895,589	7%
債権放棄・その他	生活保護	1	236,000	1%
	破産	0	0	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	0	0	0%
	小計	1	236,000	1%
訴訟案件	完納(取下等)	6	11,033,477	39%
	判決	34	6,220,302	22%
	和解	53	4,001,521	14%
	取下げ	1	193,000	1%
	小計	94	21,448,300	75%
強制執行		0	0	0%
交渉中		0	0	0%
合計		140	28,597,000	100%
回収金額 + 完納		29	16,050,588	56%

平成28年3月31日現在

平成26年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	103 件	18,843,177 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
全額納付・一部納付		24	4,991,500	26%
分納合意	分納合意	20	1,708,400	9%
	債務承認	0	0	0%
	小計	20	1,708,400	9%
債権放棄・その他	生活保護	3	307,000	2%
	破産	0	0	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	1	246,000	1%
	小計	4	553,000	3%
訴訟案件	完納(取下等)	4	4,411,045	23%
	判決	26	4,384,725	23%
	和解	21	1,661,207	9%
	取下げ	0	0	0%
	小計	51	10,456,977	55%
強制執行		1	430,000	2%
交渉中		3	703,300	4%
合計		103	18,843,177	100%
回収金額 + 完納		28	9,402,545	50%

平成28年3月31日現在

平成27年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	294 件	49,158,280 円
------	-------	--------------

	件数	金額(円)	%	
<b>全額納付・一部納付</b>	<b>31</b>	<b>4,486,674</b>	<b>9%</b>	
<b>分納合意</b>	分納合意	4,434,500	9%	
	債務承認	0	0%	
	<b>小 計</b>	<b>4,434,500</b>	<b>9%</b>	
<b>債権放棄・その他</b>	生活保護	0	0%	
	破産	0	0%	
	死亡	1	230,000	0%
	行方不明・その他	1	278,000	1%
	<b>小 計</b>	<b>2</b>	<b>508,000</b>	<b>1%</b>
<b>訴訟案件</b>	完納(取下等)	28	4,969,556	10%
	判決	35	6,787,600	14%
	和解	79	10,033,750	20%
	取下げ	5	1,026,000	2%
	<b>小 計</b>	<b>147</b>	<b>22,816,906</b>	<b>46%</b>
<b>強制執行</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0%</b>	
<b>交渉中</b>	<b>85</b>	<b>16,912,200</b>	<b>34%</b>	
<b>合 計</b>	<b>294</b>	<b>49,158,280</b>	<b>100%</b>	
<b>回収金額 + 完納</b>	<b>59</b>	<b>9,456,230</b>	<b>19%</b>	

平成28年3月31日現在

## 累計 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	3,751 件	861,917,649 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
全額納付・一部納付		1,030	256,899,483	30%
分納合意	分納合意	422	40,123,862	5%
	債務承認	4	947,000	0%
	<b>小 計</b>	<b>426</b>	<b>41,070,862</b>	<b>5%</b>
債権放棄・その他	生活保護	48	9,257,340	1%
	破産	18	4,481,535	1%
	死亡	15	3,641,500	0%
	行方不明・その他	67	14,454,863	2%
	<b>小 計</b>	<b>148</b>	<b>31,835,238</b>	<b>4%</b>
訴訟案件	完納(取下等)	126	294,334,603	34%
	判決	927	150,416,216	17%
	和解	885	45,731,954	5%
	取下げ	117	23,583,793	3%
	<b>小 計</b>	<b>2055</b>	<b>514,066,566</b>	<b>60%</b>
強制執行		5	430,000	0%
交渉中		87	17,615,500	2%
<b>合 計</b>		<b>3,751</b>	<b>861,917,649</b>	<b>100%</b>
回収金額 + 完納		1,156	551,234,086	64%

## 生活一時資金における経費の実績

	件数	着手金	実費	計
19年度	100	1,050,000	325,240	1,375,240
20年度	200	5,250,000	1,546,809	6,796,809
21年度	1,000	36,750,000	5,962,670	42,712,670
22年度	1,002	36,750,000	5,599,452	42,349,452
23年度	705	25,725,000	6,567,868	32,292,868
24年度	203	7,350,000	1,234,824	8,584,824
25年度	139	5,071,500	997,431	6,068,931
26年度	101	3,817,800	1,233,431	5,051,231
27年度	294	11,113,200	2,013,340	13,126,540
計	3,744	132,877,500	25,481,065	134,111,863

## 江戸川区生活一時貸付金 / 強制執行実績

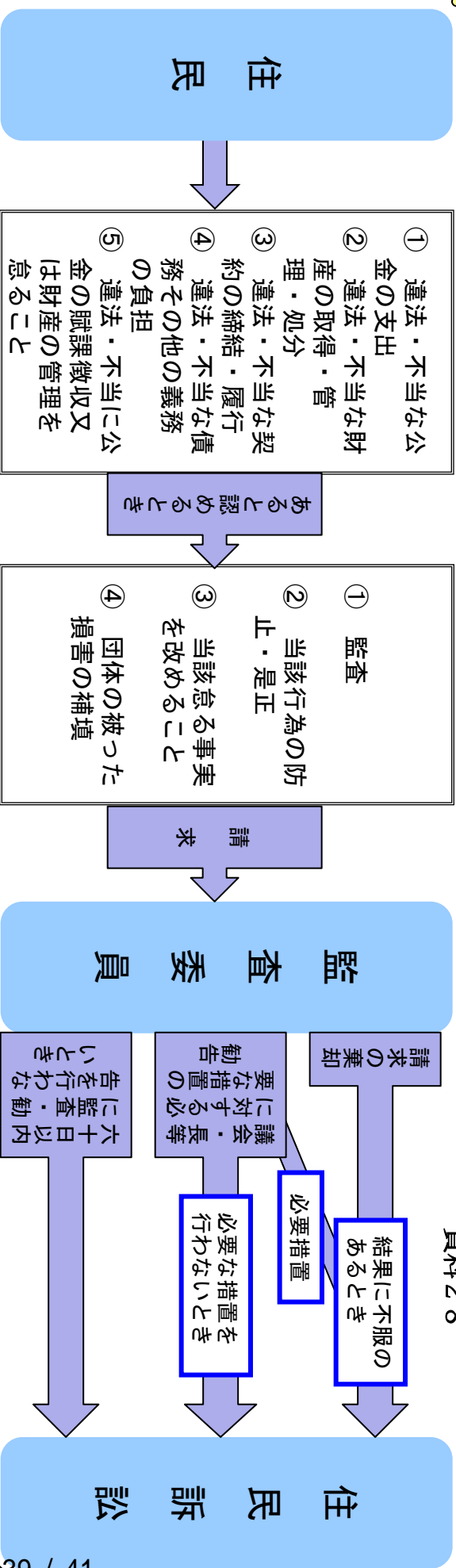
	支払い約束	動産	預金	給料	財開	合計	差押済額	任意支払約束	成果
H23年度	0	12	72	9	25	118	1,687,008	8,035,638	9,722,646
H24年度	0	0	228	44	120	392	7,005,375	28,864,942	35,870,317
H25年度	103	2	339	67	121	529	15,626,252	63,511,997	79,138,249
H26年度	77	6	185	77	59	327	18,703,191	41,093,739	59,796,930
H27年度	1	3	87	72	9	171	15,826,629	6,307,874	22,134,503
累計	181	23	911	269	334	1,537	58,848,455	147,814,190	206,662,645

平成28年3月31日現在

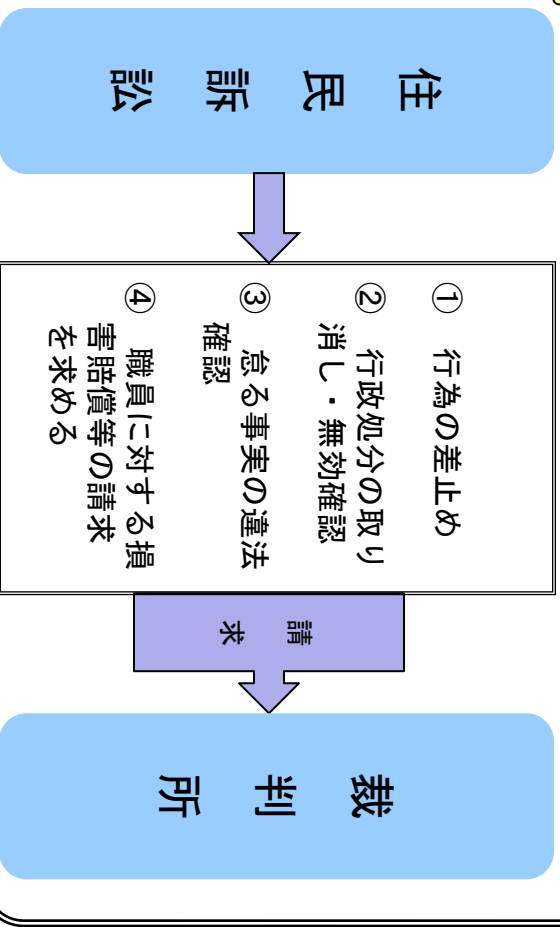
\* 支払い約束とは、強制執行前に最後通牒を債務者に送ったところ、債務者がそれに反応して分割払いの約束ができたもの。  
 \* 任意支払約束とは、強制執行着手後に債務者との間で分割払いの約束ができたものや給与差押えにより将来入金となる予定のもの。

# 住民監査請求制度、住民訴訟制度及び職員の賠償責任の賠償責任の手続上の流れ

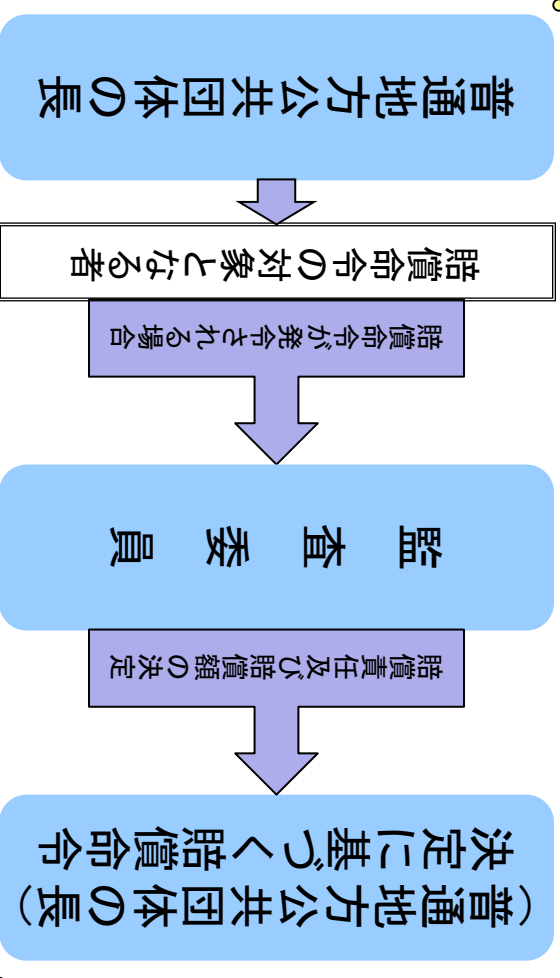
## 住民監査請求



## 住民訴訟

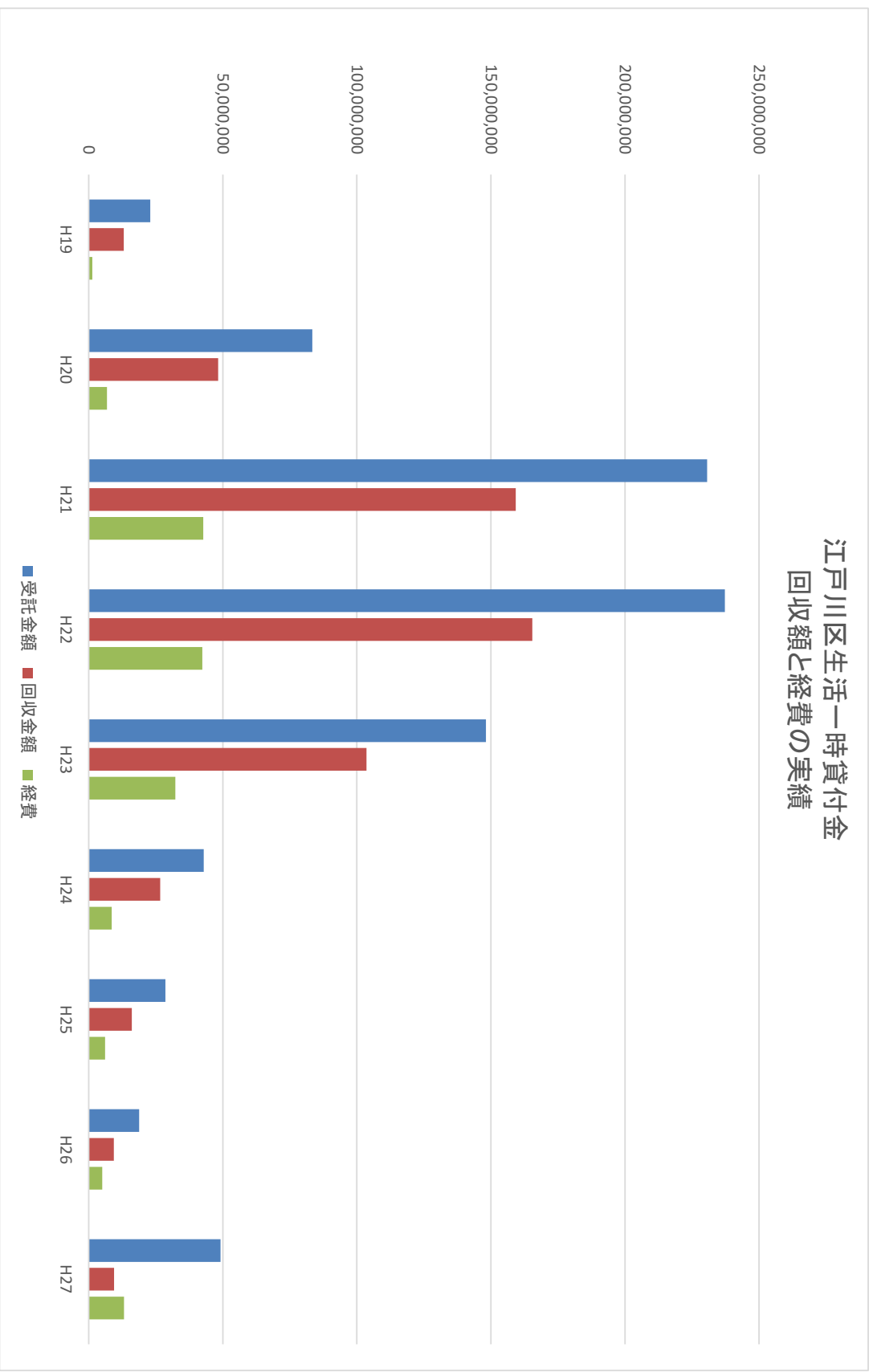


## 職員の賠償責任



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
受託金額	22,975,900	83,435,600	230,644,367	237,239,330	148,163,007	42,860,988	28,597,000	18,843,177	49,158,280
回収金額	13,096,019	48,285,900	159,228,976	165,478,421	103,603,474	26,631,933	16,050,588	9,402,545	9,456,230
経費	1,375,240	6,796,809	42,712,670	42,349,452	32,292,868	8,584,824	6,068,931	5,051,231	13,126,540

江戸川区生活一時貸付金  
回収額と経費の実績





練馬区／平成22年・23年度・24年度 強制執行収支一覧(応急小口資金貸付金)

貸付番号	氏名	債務名義	事件番号	種別	実施日	結果	納付元金	納付延滞金	支出額計	委任費用	執行文代	送達証明代	執行費用	
1	2012694	A	借	判決書	平成22年(執付)第〇〇号	動産	2010/12/21	執行不能/月2万円	390,000	61,268	36,750	300	150	24,068
2	2014680	B	連	判決書	平成22年(執付)第〇〇号	動産	2010/12/7	執行不能/債権放棄	—	41,926	36,750	300	150	4,726
3	2013638	C	借	判決書	平成22年(執付)第〇〇号	動産	2011/1/21	執行不能/債権放棄	—	70,368	36,750	300	150	33,168
4	2012016	D	借	判決書	平成22年(執付)第〇〇号	動産	2010/12/24	執行不能/債権放棄	—	42,222	36,750	300	150	5,022
5	2012218	E	借	判決書	平成23年(執付)第〇〇号	債権	23年1月から	毎月3万円	400,000	319,610	46,500	300	150	9,300
6	2016661	F	借	和解調書	平成23年(判)第〇〇号	債権	23年4月から	毎月2万円 賞与5万円	185,000	94,484	9,750	300	150	9,300
7	2017642	G	借	和解調書	平成23年(判)第〇〇号	債権	23年6月から	毎月2万円 賞与3万円	120,000	83,452	8,910	300	150	8,460
8	2010029	H	借	和解調書	平成23年(執付)第〇〇号	動産	2011/5/16	執行不能/債権放棄	—	29,666	0	300	150	29,216
9	2011457	I	借	和解調書	平成23年(執付)第〇〇号	動産	2011/4/25	執行不能/月2万円	200,000	5,842	0	300	150	5,392
10	2016681	J	借	和解調書	平成23年(執付)第〇〇号	動産	2011/5/16	執行不能/月5千円	160,000	20,110	0	300	150	19,660
11	2014687	K	借	和解調書	平成23年(判)第〇〇号	債権	23年6月から 23年9月まで	毎月5千円/賞与6万円 月1万円	80,000 20,000	9,750	0	300	150	9,300
12	2011307	L	借	判決書	平成23年(執付)第〇〇号	動産	2011/8/30	執行不能	0	5,250	0	300	150	4,800
13	2018634	M	借	判決書	平成23年(執付)第〇〇号	動産	2011/9/6	執行不能/月5千円	0	5,916	0	300	150	5,466
14	2018248	N	借	判決書	平成23年(判)第〇〇号	債権	2011/9/22	執行不能	—	37,972	0	300	150	28,222
15	2018454	O	保	和解調書	平成23年(執付)第〇〇号	動産	2011/12/6	給与1.5万円 賞与3万円	120,000	—	0	300	150	20,236
16	2020618	P	借	和解調書	平成23年(執付)第〇〇号	動産	2011/12/26	執行不能	25,000	30,258	0	300	150	29,808
17	2013603	Q	借	和解調書	平成23年(執付)第〇〇号	債権	24年7月から	月5千円	70,000	—	0	300	150	—
18	2018434	R	借	判決書	平成24年(判)第〇〇号	動産	2012/6/24	執行不能/月8千円	—	—	0	300	150	—
19	2015658	S	借	判決書	平成24年(判)第〇〇号	動産	2012/4/9	執行不能	—	6,064	0	300	150	5,614
20	2016064	T	借	判決書	平成24年(判)第〇〇号	動産	2012/4/20	執行不能	—	18,630	0	300	150	18,180
21	2012255	U	借	判決書	平成24年(判)第〇〇号	動産	2012/4/9	執行不能	—	5,842	0	300	150	5,392
22	2014421	V	借	判決書	平成24年(判)第〇〇号	動産	2012/7/12	執行不能	—	450	0	300	150	—
23	2013431	W	借	判決書	平成24年(判)第〇〇号	動産	2012/5/16	執行不能	1,930,000	497,546	477,380	6,000	3,000	284,630
計									1,930,000	497,546	477,380	6,000	3,000	284,630

収支計

完済および欠損で終了

納付元金および納付延滞金は、強制執行後からの支払額